

## 職員の懲戒処分の公表

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、三戸町職員の懲戒処分の公表基準に基づき公表します。

### 記

#### 1 処分年月日

令和8年6月1日

#### 2 事案の概要

被処分者は、業務の遂行に当たり、次の不適切な行為を行った。

- (1) 補助金交付申請等に係る文書（3件）について、必要な決裁手続を経ず、関係機関に文書を発出するなど、公文書の不適切な取り扱いを行った。
- (2) 補助金事務（3件）及び物品購入に係る支払事務（1件）において、補助金交付決定等の手続き未了及び物品購入代金の未払いなど、事務処理の遅延を生じさせた。
- (3) 週休日の振替等命令簿について、所属長が命令済であった週休日の振替等命令簿の記載内容を実態と異なる内容に不正に書き換える改ざん行為（3件）を行い、本来勤務すべき勤務時間の合計17時間を不正に勤務しなかった。

これらの行為は、公務の適正な執行を損ない、住民の行政に対する信頼を失墜させる地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するものであり、同法第29条第1項第2号（職務義務違反）に該当するものである。

特に、公文書の改ざんは悪質性が高く、さらに、非違行為が複数認められたことから、総合的に判断し、当該行為者1名を停職1ヵ月の懲戒処分、当時の上司2名を厳重注意処分としました。

#### 3 処分の内容

##### (1)当該職員

役職	年齢	性別	処分の種類
主事	20歳代	男	停職1ヵ月

##### (2)管理監督責任

役職	年齢	性別	処分の種類	備考
課長補佐級職員	60歳代	男	厳重注意	（事案発生時、所属長）
課長補佐級職員	40歳代	男	厳重注意	

#### 4 処分に関する町長コメント

この度の事案は、町の信用を失墜させる行為であると同時に、関係機関との信頼関係を著しく損なうものであり、町民皆様と関係皆様に深くお詫び申し上げます。

再発防止のため、事務処理の適正な執行及び管理並びに服務規律の確保に一層取り組み、信頼回復に努めてまいります。